

## 情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

 **0120-506154**

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）  
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

### 「スマセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスマセイダイレクトサービスにてご確認ください。



ホームページ

住友生命

検索 

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

**参照** P7をご確認ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

### 公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



### 生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

**⚠️ ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。**

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

〔募集代理店〕

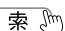
〔引受保険会社〕


 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話 (06)6937-1435（大代表）

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 

 **住友生命**

2024年4月版

「介護や死亡の保障」とともに  
「資産形成」をお考えのお客さまへ

ふるは〜と  〈介護プラン〉

低解約返戻金型無配当介護保障終身保険

「介護や死亡へのそなえ」と「資産形成」に  
ご活用できる終身保険です。



●保険料払込方法は月払いの他に年2回払い、年1回払い、全期前納もお選びいただけます。

### 1 5つの告知項目による簡単なお手続きでお申し込みいただけます。

**詳細** 告知項目について詳細は、「告知書」をご確認ください。

※ご職業などについても告知していただきますので、健康状態に関する5項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

### 2 保険料払込期間は5年から、保険料は月5,000円から、ライフプランにあわせて、設定いただけます。

なお、契約年齢・保険料払込期間によっては保険料は5,000円未満で設定可能な場合があります。

**詳細** 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 4」をご確認ください。

### 3 保険料払込期間満了後、将来の終身保障の全部または一部にかえて解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

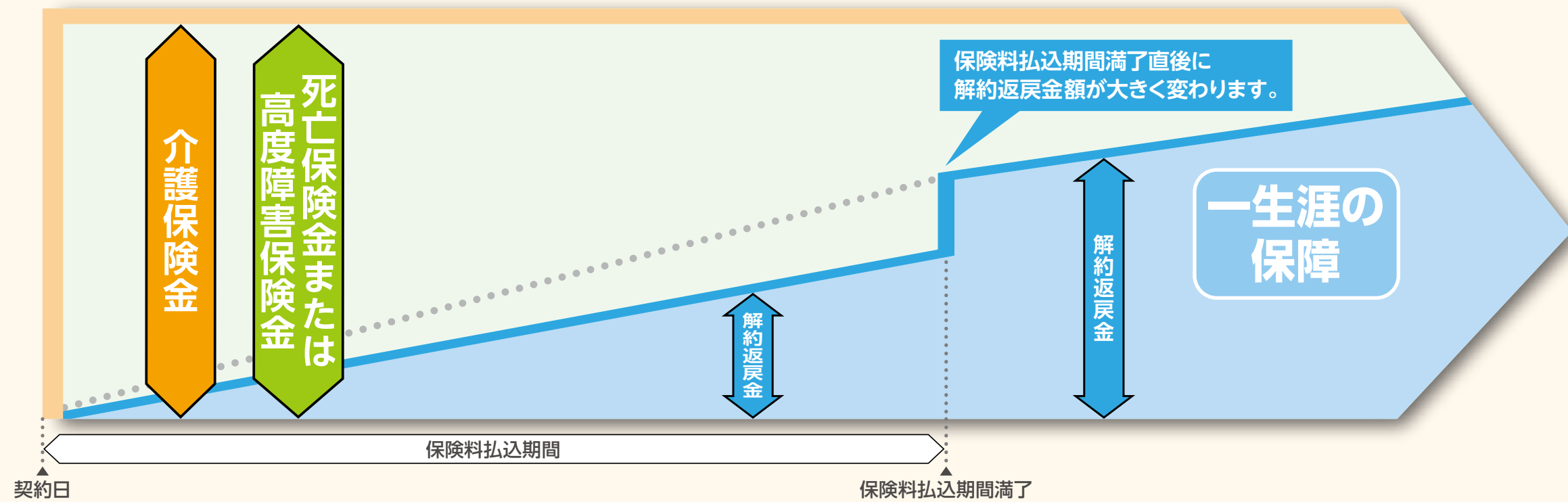
●年金支払移行特約を付加することにより、解約返戻金を年金でお受け取りいただけます。

**詳細** 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

**!** 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています(点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しています)。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

●保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。

<しくみ図(イメージ)>



**!** 死亡保険金額、高度障害保険金額、介護保険金額、解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

**死亡保険金**  
被保険者が死亡されたときにお支払するお金のことをいいます。介護保険金・高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。

**高度障害保険金**  
被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払するお金のことをいいます。死亡保険金額と同額をお支払いします。

**介護保険金**  
被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の要介護状態が180日以上継続しているときに診断されたときにお支払するお金のことをいいます。死亡保険金額と同額をお支払いします。

**解約返戻金**  
ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。

**保険料払込免除**  
被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。



住友生命所定の要介護状態について

住友生命所定の要介護状態(①または②の状態です)が180日以上継続していると医師によって診断されたとき、介護保険金をお支払いします。

目安として公的介護保険制度の要介護3(\*)以上に相当

(\*)中等度の要介護状態を示す。要介護2(軽度の要介護状態)と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な●「要介護3以上に相当」とは、2024年4月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したもので、将来公的介護保険制度が改正された場合には、この表現が

介護が必要となる状態。ではまらなくなることがあります。



住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。

①

表1の ア～エ のいずれかにあてはまり、かつ表2の a～d のうち2項目以上あてはまる状態

※各項目に定める状態の判定

- (1) 時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。
- (2) 運動機能の有無にかかわらず、認知症等によりその行為の内容や目的が理解できないことまたは医療上の必要に基づく制約があることを原因とする状態を含みます。
- (3) 各項目に定める状態には、見守り等のみが必要な状態は含みません。

表1

	全介助	一部介助
<b>歩行</b>	<b>ア</b> 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態	<b>イ</b> 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すりなどで手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態
<b>寝返り</b>	<b>ウ</b> ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、寝返りが自分ではできない状態	<b>エ</b> ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、寝返りが自分ではできない状態

表2

	全介助
<b>衣服の着脱</b>	<b>a</b> ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすい衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 (I) 上衣の着脱の行為のすべてが自分ではできない (II) スボン・パンツ等の着脱の行為のすべてが自分ではできない
<b>入浴</b>	<b>b</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いなければ、一般家庭浴槽の出入りが自分ではできない (II) 洗身の行為のすべてが自分ではできない
<b>食事の摂取</b>	<b>c</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) 食器等や食物を工夫しても、食物を口元まで運ぶ動作が自分ではできない (II) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている
<b>排泄</b>	<b>d</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) トイレまでの移動やポータブルトイレへの移乗の際に、介護者が手を添える、体を支える等の介助が必要 (II) 排泄動作の際に介助が必要 (III) 排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (IV) 排泄コントロール機能を失っているために、おむつの使用が必要

用語の説明

歩行

「歩行」とは、歩幅や歩速を問わず立った状態から5m以上歩くことをいい、日常的に車椅子を使用している場合は車椅子を使用しない状態で歩行ができるかどうかを判定します。

寝返り

「寝返り」とは、身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のいずれかに向きを変えることをいいます。

衣服の着脱

「衣服の着脱」とは、眼前に用意された衣服の着脱を行うことをいい、収納場所からの出し入れ等は含みません。

入浴

「洗身」とは、浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石けん等を付けて全身を洗うことをいい、洗髪・洗顔は含みません。

食事の摂取

- (1) 「食事の摂取」とは、眼前に用意された食事を摂取することをいい、調理、配膳、後片付け等は含みません。
- (2) 食器等の工夫とは、介護用の皿・スプーン等を使用すること等をいいます。
- (3) 「経管栄養」とは、胃または小腸まで細いチューブを挿入して、流動食を投与する栄養管理法をいいます。
- (4) 「中心静脈栄養」とは、鎖骨下部、頸部、大腿部の太い静脈からカテーテルを大静脈まで挿入し、濃度の高いブドウ糖液の投与を行うことにより必要な栄養分を補給する方法をいいます。

排泄

「排泄動作」とは、ズボン・パンツの上げ下げ、およびトイレ、尿器または便器への排尿・排便をいいます。

器質性認知症

脳に器質性障害(アルツハイマー病、老化等による構造的な障害)が起こることにより、知能の低下が持続する状態。

意識障害

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているというが、この意識が障害された状態。

見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない、今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない、日ごろ接している周囲の人が認識できないのいずれかに該当する状態。

②

器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

詳細 「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。



以下のような場合には、介護保険金はお支払いできません。

■ ①・②の要介護状態に該当したが、180日経過前に回復した場合

■ 一部のみ介助を必要とする状態が180日続いたが、全介助を要する状態ではなく、①の所定の要介護状態には該当しない場合

例：衣服の着脱 上衣またはズボンなどの着脱の際にボタンのかけはずしを行うなど部分的な介助が必要な状態。

例：入浴 浴槽への出入りに介護者が手を貸す、または洗身において身体の一部を洗うなど部分的な介助

例：食事の摂取 介護用スプーンの使用や食物を小さく刻む等、食器や食物を工夫しても食事の一連の動作の際に部分的な介助が必要な状態。



## スミセイのご家族アシストプラス

無料▶「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

### たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 <b>確認できない。</b> 契約者 OK ご家族はできません	<b>A ご家族登録サービス</b> 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 <b>手続きできない。</b> 契約者 OK ご家族はできません	<b>B 契約者代理制度</b> 契約者が手続きする意思表示ができなくても… 契約者代理人 OK
保険金等の請求	被保険者が意思表示できず、 <b>保険金等を請求できない。</b> 被保険者(*1) OK ご家族はできません	<b>C 被保険者代理制度</b> 被保険者が請求する意思表示ができなくても… 被保険者代理人 OK

(\*1) 保障の対象となる人

## A ご家族登録サービス

### POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



- ・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
- ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
- ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



### ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

## B 契約者代理制度

### POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(\*2)。



(\*2) 契約者代理人を受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。

そのため、契約者代理人を受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

### 契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

#### 対象となるお手続き例(\*3)

- 住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- 保険金の減額
- 解約

#### 対象外となるお手続き

- 告知を要する契約内容の変更等(復活等)
- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約(\*4)における契約者の変更
- 契約者代理人の変更
- 据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求

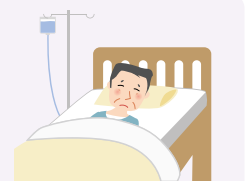
(\*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

(\*4) 保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

## C 被保険者代理制度

### POINT

- 被保険者が受取人となる**保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**保険金等のご請求**を行うことができます。
- 保険金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(\*5)。



(\*5) 被保険者代理人を受け取った保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。

そのため、被保険者代理人を受け取った保険金等は被保険者のためにご使用いただけます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申し込みが必要となります。

詳細▶ 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。



